

# マイナンバー制度、はじまります。

国民一人ひとりが持つことになる12桁の番号「マイナンバー」が、10月以降、順次各自治体より通知されます。マイナンバーは、社会保障や税、災害対策の行政手続で利用されます。

## 事業主の皆様

社会保険の手続や源泉徴収票の作成などにおいて、従業員からマイナンバーの提出を受け、書類等に記載し、手続をすることになります。

### 社会保障分野

健康保険・厚生年金保険  
被保険者資格取得・喪失届

報酬月額算定基礎届／  
報酬月額変更届

健康保険被扶養者（異動）届

健康保険・厚生年金保険産前産後休業／  
育児休業等取得者申出書・終了届

国民年金第3号被保険者関係届

等

### 税分野

給与所得の源泉徴収票  
給与支払報告書

退職所得の源泉徴収票  
特別徴収票

報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書

不動産の使用料等の支払調書

不動産等の譲受けの対価の支払調書

等

◎マイナンバーは、法律で定められた範囲以外での利用が禁止されており、またその管理に当たっては、安全管理が義務付けられます。

詳しくは、マイナンバーに関するホームページ（マイナンバーで検索）を参照するか、コールセンター（0570-20-0178）までお問い合わせください。

## 11月は「労働保険適用促進強化期間」です

社員・従業員・アルバイトなど、従業員を1人でも雇い入れた時は、労働保険（労災保険・雇用保険）の加入手続きを行い、労働保険料を申告・納付することが法律で義務付けられています。

労働保険の加入手続きをまだされていない事業所は、淡路市商工会（労働保険事務組合）にご連絡ください。

労働保険加入手続きについてのお問合せ  
淡路市商工会（労働保険事務組合）  
☎ 0799-62-3066

参考：兵庫労働局ホームページ  
<http://hyogo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

### 労働保険とは

労災保険と雇用保険を総称した言葉で、政府が掌管する強制保険制度です。従業員を1人でも雇用していれば、加入手続きを行わなければなりません。  
※農林水産の一部の事業は除きます

### 労災保険とは

従業員の方が業務中や通勤途上に事故にあった場合に、必要な保険給付を行い、被災された方や遺族の方の生活を保護し、併せて社会復帰を促進する事業を行うための保険制度です。

### 雇用保険とは

従業員の方が失業した場合に、失業手当等を給付したり再就職を促進したりする事業を行うための保険制度です。新たに従業員を雇い入れた場合は、保険料の納付とは別に、その都度「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。